

被 保 険 者 各 位

サンゲツ健康保険組合

理 事 長 安田 正介



令和 5 年 度任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 4 7 条の規定による任意継続被保険者の保険料算定にかかわる標準報酬月額を
下記のとおりお知らせいたします。

記

令和 5 年 度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次のいずれか低い額をもつ
てその者の標準報酬月額とする

1. 当該被保険者が資格を喪失した時の標準報酬月額
2. 令和 4 年 9 月 3 0 日における、全被保険者の同月の標準報酬月額の平均値である
平均標準報酬月額 395,630 円 を基礎とみなした場合の
標準報酬月額 410,000 円

適用期間	令和 5 年	4 月 1 日	より
	令和 6 年	3 月 3 1 日	まで

以 上